

実績評価書

平成17年8月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	I	中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	職業安定局需給調整事業課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	<p>中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置等の積極的な活用により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図ること</p> <p>(○中小企業人材確保推進事業助成金については雇用管理改善事業実施前と比較して、本助成金の支給を受けた事業協同組合等における雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者の割合の平均80%以上</p> <p>○中小企業基盤人材確保助成金については「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数(基盤人材を除く。)が2人以上</p> <p>○中小企業雇用管理改善助成金については支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均11%以下</p> <p>○雇用創出セミナー及び出会いの場については参加者に対してアンケート調査を実施し80%以上の者から役立った旨の評価が得られることを目指す。)</p>
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>①中小企業雇用創出人材確保助成金(平成15年5月末で廃止) 新分野進出等に伴い、新たに雇い入れた労働者の賃金の1/4を半年間助成する。</p> <p>②中小企業基盤人材確保助成金 新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(当該基盤人材の雇入れに伴い雇入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円)を助成する(基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで)。</p> <p>③中小企業雇用創出雇用管理助成金(平成15年5月末で廃止) 新分野進出等に伴うソフト面の雇用管理改善に要した費用の1/3を助成する。(限度額100万円)。</p> <p>④中小企業雇用環境整備奨励金(平成15年5月末で廃止) 労働環境改善又は福祉施設の設置・整備に要した費用及び雇入れ数に応じ、75～</p>	

1, 500万円を助成する。

⑤中小企業高度人材確保助成金（平成15年5月末で廃止）

新分野展開等に伴い、新たに受け入れた経営管理者・技術者など高度な人材の受け入れに要した費用の1/3を1年間助成する。

⑥中小企業雇用創出等能力開発助成金

事業所内外で事業の高度化等又は新分野進出等若しくは経営革新に必要な職業訓練等に要した費用及び賃金の1/2を助成する。

⑦中小企業人材確保推進事業助成金

事業協同組合等の構成員たる中小企業者の雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った当該組合等に対して、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を、3年間で集中的に助成する。平成15年5月末までの旧制度においては、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った事業協同組合等に対して、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を3年間にわたり助成（第1種助成金）した後、個別事業所への定着状況のフォローアップ事業を行った事業協同組合等に対して、当該事業の実施に要した費用の1/2相当額を2年間にわたり助成（第2種助成金）していた。

⑧中小企業雇用管理改善助成金

職業相談室の設置・整備（環境整備事業）に要した費用の1/2又は職業相談者の配置（職業相談者配置事業）に要した費用の1/3（1年間）を助成する。

⑨雇用創出セミナー

独立行政法人雇用・能力開発機構において、創業・異業種進出を行う者に対し、創業・異業種進出の際に必要な人材の確保、育成等雇用管理に関する情報・ノウハウの提供を実施する。

⑩出会いの場

独立行政法人雇用・能力開発機構及び職業安定機関が主体となって、新規・成長分野企業等を対象とした各種情報提供を行うとともに、当該企業等への就業を希望する求職者との面接会を開催する。

○関連する経費（平成16年度予算額）

・中小企業雇用創出人材確保助成金	2, 760
・中小企業基盤人材確保助成金	16, 558
・中小企業雇用創出雇用管理助成金	95
・中小企業雇用環境整備奨励金	61
・中小企業高度人材確保助成金	400
・中小企業雇用創出等能力開発助成金	554
・中小企業人材確保推進事業助成金	2, 441
・中小企業雇用管理改善助成金	1, 760
・雇用創出セミナー	243
・出会いの場	497

（評価指標）	H12	H13	H14	H15	H16
中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定人数（人）	89,772	136,670	68,171	10,832	3,264
中小企業雇用創出人材確保助成金支給決	73,190	98,176	28,629	4,205	1,246

定金額	(百万円)	75,820	107,887	55,669	14,446	2,760
(備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 中小企業雇用創出人材確保助成金は平成15年5月末で廃止。平成16年度は経過措置分も含む。 						
(評価指標)		H12	H13	H14	H15	H16
中小企業基盤人材確保助成金支給決定人数	(人)	—	—	—	16 (26)	3,347 (5,092)
		—	—	—	3,788 (6,314)	20,697 (34,495)
中小企業基盤人材確保助成金支給決定金額	(百万円)	—	—	—	12	2,548
		—	—	—	3,030	16,558
中小企業基盤人材確保助成金利用事業所平均雇用増加数	(人)	—	—	—	—	未集計
		—	—	—	—	2人
(備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤人材確保助成金は、平成15年6月からの事業である。 支給決定人数は、助成対象となる基盤人材の数。括弧内は基盤人材と一般労働者の合計人数。 評価指標の支給決定人数及び支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 評価指標の利用事業所平均雇用増加数は、「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数(上段は実績であり、下段は目標値。) 						
(評価指標)		H12	H13	H14	H15	H16
中小企業雇用創出雇用管理助成金支給決定件数	(件)	2,517	2,641	898	252	78
		5,750	12,091	12,770	2,083	253
中小企業雇用創出雇用管理助成金支給決定金額	(百万円)	915	919	322	65	25
		2,875	3,821	3,103	748	95
(備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 中小企業雇用創出雇用管理助成金は平成15年5月末で廃止。平成16年度は経過措置。 						
(評価指標)		H12	H13	H14	H15	H16
中小企業雇用環境整備奨励金支給決定件数	(件)	363	330	209	176	63
		628	594	502	231	17
中小企業雇用環境整備奨励金支給決定金額	(百万円)	1,287	1,255	788	651	275
		2,828	2,158	1,775	878	61
(備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 中小企業雇用環境整備奨励金は平成15年5月末で廃止。平成16年度は経過措 						

置。					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
中小企業高度人材確保助成金支給決定人数 (人)	1,108 2,598	860 1,550	1,599 4,795	2,865 6,034	1,476 390
中小企業高度人材確保助成金支給決定金額 (百万円)	1,355 2,912	942 1,743	1,633 3,903	2,977 6,173	1,523 400
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 ・ 中小企業高度人材確保助成金は平成15年5月末で廃止。平成16年度は経過措置。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定人数 (人)	35,934 75,427	25,434 91,838	16,203 100,744	7,754 33,849	5,596 18,351
中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定金額 (百万円)	1,251 3,104	1,055 3,699	553 1,768	237 740	223 554
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 ・ 平成13年9月に中小企業雇用創出等能力開発給付金を廃止し、平成13年10月に中小企業雇用創出等能力開発助成金を創設したが、その支給は平成14年度以降となるため、平成14年度以降の実績は中小企業雇用創出等能力開発助成金によるもの、平成13年度以前の実績は中小企業雇用創出等能力開発給付金によるものである。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
中小企業人材確保推進事業助成金支給決定団体数 (団体)	482 517	475 517	444 517	441 517	428 517
中小企業人材確保推進事業助成金支給決定金額 (百万円)	2,048 2,820	1,971 2,820	1,784 2,355	1,701 2,560	1,671 2,441
中小企業人材確保推進事業助成金利用事業協同組合等のアンケート集計結果(%)	— —	— —	— —	— —	96% 80%
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標の支給決定団体数及び支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 ・ 平成15年度及び平成16年度は、平成15年度における見直し後の助成金と見直し前の第1種助成金及び第2種助成金との合計である。 ・ 評価指標の利用事業協同組合等のアンケート集計結果については、平成16年度は雇用管理改善事業実施前と比較して雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者が半数以上である事業協同組合等の割合が80%以上となることを目標と設定し、事業を実施した(平成17年度以降は実績目標1欄の目標にて評価を行う)。上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は目標値(80%以上)。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16

中小企業雇用管理改善助成金支給決定件数 (件)	—	—	—	5	35
中小企業雇用管理改善助成金支給決定件数 (人)	—	—	—	1,035	1,236
中小企業雇用管理改善助成金支給決定金額 (百万円)	—	—	—	3	28
中小企業雇用管理改善助成金利用事業所の自己都合による平均離職率 (%)	—	—	—	—	未集計
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業雇用管理改善助成金は、平成15年6月からの事業である。 ・ 評価指標の支給決定件数及び支給決定金額の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は予算上の数値である。 ・ 評価指標の利用事業所の自己都合による平均離職率は、本事業に取り組んだ1年経過後の事業所の自己都合による離職率。上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は目標値。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
雇用創出セミナー参加者アンケート集計結果 (%)	—	—	—	—	95%
	—	—	—	—	80%
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標は、本事業の参加者に対して行ったアンケート調査による、役立った旨の評価。 ・ 上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は目標値 (80%以上)。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
出会いの場参加者アンケート集計結果 (%)	—	—	—	—	89%
	—	—	—	—	80%
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標は、本事業の参加者に対して行ったアンケート調査による、役立った旨の評価。 ・ 上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は目標値 (80%以上)。 					
実績目標2	<p>中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズを求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、求職者に情報提供することにより、中小企業の経営基盤の強化に資する人材の確保を促進すること (対象となる求人情報の登録期間が終了した際 (その後継続して登録する場合を除く。)) に、アンケート調査を実施し、80%以上の者から基盤人材の確保に役立った旨の評価が得られることを目指す。</p>				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>中小企業労働力確保法に基づく助成措置に係る実施計画の申請等の際に収集した中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズを、求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、求職者に情報提供する事業を実施することにより、中小企業の経営基盤の強化に資する人材の確保を促進する。</p>					

○関連する経費（平成16年度予算額） 213百万円					
（評価指標）	H12	H13	H14	H15	H16
「しごと情報ネット」に提供した求人数 （人）	—	—	—	838	10,617
求人情報へのアクセス件数 （件）	—	—	—	4,390	39,318
利用事業主へのアンケート集計結果（%）	—	—	—	—	87%
	—	—	—	—	80%
（備考）					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該求人情報のしごと情報ネットへの提供は、平成15年度から開始。 ・ 評価指標は、独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる。 ・ 評価指標の利用事業主へのアンケート集計結果は、アンケート調査による役立った旨の評価。上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績、下段は目標値（80%以上）。 					
実績目標3	新規・成長分野雇用創出特別奨励金の積極的な活用により、新規・成長分野企業等における雇用機会の創出を図ること				
（実績目標を達成するための手段の概要）					
<p>新規・成長分野雇用創出特別奨励金は、新規・成長分野の事業を行う事業主が、中高年齢者の非自発的離職者等を、雇入れ時期を前倒しして常用労働者として雇い入れた場合又はOJTを中心として実践的な職業訓練を行う場合に、それぞれ一定額（雇入れの場合70万円、職業訓練の場合9万円等）の新規・成長分野雇用創出特別奨励金を支給する。</p>					
○関連する経費（平成14年度補正予算により、基金事業を拡充した時点の基金総額） 109,000百万円					
（評価指標）	H12	H13	H14	H15	H16
新規・成長分野雇用創出特別奨励金の 支給決定人数 （人）	20,292	47,903	36,920	24,040	14,195
新規・成長分野雇用創出特別奨励金の 支給決定金額 （百万円）	13,659	29,246	20,155	15,776	9,578
（備考）					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標は、（財）高年齢者雇用開発協会の調べによる。 ・ 新規・成長分野雇用創出特別奨励金は平成11年8月からの事業であり、平成16年度末で終了。 ・ 支給見込人数については、当初基金を創設した平成11年度から平成13年度末までで15万人を見込んでいた。その後、平成13年度補正予算で基金を増額したことにより、平成11年度から平成16年度末までで16万8千人を見込んでいた。 ・ 制度創設当時は、平成11年度から平成13年度末までの事業として900億円の基金を計上した。平成13年度補正予算で、平成16年度末までの事業として190億円増額した。 					
実績目標4	介護労働者法に基づく助成措置等により、雇用管理の改善等を図ること				
（実績目標を達成するための手段の概要）					
<p>介護労働者の雇用管理の改善等を図るため、雇用管理の改善等に関する専門的相談等を行う「介護労働者雇用管理改善等援助事業」や、民営職業紹介事業者の団体と企</p>					

業等との介護クーポン制度に関する提携を促進することにより在宅介護分野の労働力需給調整システムの確立を図る「介護労働者需給サービス事業」を行うほか、以下の助成事業を行う。

① 介護基盤人材確保助成金（平成15年6月に介護人材確保助成金を見直し）

介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理の改善等において中核的な役割を担う者である特定労働者※1を雇い入れた場合に、雇い入れた労働者の賃金の一部（特定労働者1人当たり上限140万円。併せて一般労働者※2を雇い入れる場合には、一般労働者1人当たり上限30万円（短時間労働者の場合は上限9万円。）を助成する。

※1 特定労働者：社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者

※2 一般労働者：特定労働者以外の介護業務に従事する労働者

② 介護雇用管理助成金

介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理改善事業（健康診断の実施等）を実施した場合に、その経費の1/2（上限100万円）を助成する。

③ 介護能力開発給付金

介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、新たに雇い入れた労働者等に対して教育訓練やキャリア・コンサルティングを受けさせた場合及び有給教育訓練休暇の付与を行う場合に、その経費の1/2（教育訓練の場合は上限10万円。キャリア・コンサルティングの場合は上限25万円。）及び対象期間中の賃金の1/2を助成する。

④ 介護労働者福祉助成金

ケア・ワーカーを対象とする福祉共済制度の運営事務に当たる職業紹介事業者等に対し、その事務経費の一部を助成する。

⑤ 介護労働環境改善事業助成金

介護労働者の労働環境の改善に関する研究調査を行う者に対し、その経費の一部を助成する。

○関連する経費（平成16年度予算額・支出計画額）

・介護基盤人材確保助成金	5,073
・介護雇用管理助成金	215
・介護能力開発給付金	108
・介護労働者福祉助成金	124
・介護労働環境改善事業助成金	50

（評価指標）	H12	H13	H14	H15	H16
介護基盤人材確保助成金支給決定人数 （人）	— (7,758)	— (7,205)	— (8,217)	355 (8,384)	9,152 (2,273)
	— (7,371)	— (9,461)	— (7,448)	901 (8,231)	5,533 (1,027)
介護基盤人材確保助成金支給決定金額 （百万円）	— (4,627)	— (8,292)	— (8,530)	143 (6,477)	4,974 (3,543)

	-	-	-	865	5,073
	(4,831)	(6,145)	(4,477)	(6,158)	(851)
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 介護基盤人材確保助成金は、平成15年6月に介護人材確保助成金(平成12月4月創設)を見直したものであり、その支給は平成16年1月以降である。また、括弧内は、介護人材確保助成金に係る数である。 評価指標上段の実数は、職業安定局の調べによる介護基盤人材確保助成金の実績、上段の括弧内は(財)介護労働安定センターの調べによる介護人材確保助成金の実績。評価指標の下段は予算上の数値である。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
介護雇用管理助成金支給決定件数(件)	666	2,018	2,020	2,156	2,329
	1,236	2,336	1,423	1,798	1,182
介護雇用管理助成金支給決定金額	108	176	148	142	138
(百万円)	237	389	259	235	215
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は(財)介護労働安定センターの調べによる実績値、下段は予算上の数値である。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
介護能力開発給付金支給決定件数(件)	428	1,287	975	864	1,362
	400	1,514	1,419	559	797
介護能力開発給付金支給決定金額	15	49	28	22	26
(百万円)	62	296	269	248	108
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は(財)介護労働安定センターの調べによる実績値、下段は予算上の数値である。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
介護労働者福祉助成金支給決定件数(件)	839	844	836	816	801
	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
介護労働者福祉助成金支給決定金額	74	72	72	70	69
(百万円)	124	124	124	124	124
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績値、下段は介護労働者福祉基金の支出計画上の数値である。 					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
介護労働環境改善事業助成金支給決定件数	14	15	17	15	10
(件)	10	10	10	10	10
介護労働環境改善事業助成金支給決定金額	65	72	76	75	46
(百万円)	50	50	50	50	50
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の上段は独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績値、下段は介護労働者福祉基金の支出計画上の数値である。 					
実績目標5	雇用保険の受給資格者自らが事業を開始した場合の支援措置を設けることにより、失業者の自立を積極的に促進すること(受給資格者創業支援				

助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が90%以上であることを目指す。

(実績目標を達成するための手段の概要)

雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合に、その創業に要した費用の一部を助成する。

○関連する経費（平成16年度予算額） 3,084百万円

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
受給資格者創業支援助成金支給決定件数	—	—	—	577	1,641
(件)	—	—	—	1,822	3,084
受給資格者創業支援助成金支給決定金額	—	—	—	592	2,224
(百万円)	—	—	—	1,822	3,084

(備考)

- ・ 受給資格者創業支援助成金は、平成15年2月からの事業であるが、雇用保険の適用事業主となった日の翌日から起算して3か月後に1回目の支給申請が行われることから、平成15年度からの支給となる。
- ・ 評価指標の支給決定件数及び支給決定金額の上段は職業安定局の調べによる実績、下段は予算上の数値である。
- ・ 支給申請は2回に分けて行われるが、件数は助成対象となる事業所数、金額は第1回と第2回の支給金額の合計。
- ・ 利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続率については、平成17年度から集計開始。

実績目標6 緊急対応型ワークシェアリング等の積極的な活用により、既存の雇用を維持しつつ、中高年の非自発的失業者等の雇用機会の創出を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

雇用失業情勢が悪化し、完全失業率に基づく発動要件を満たした地域内に所在する事業主が中高年齢者の非自発的離職者等を雇い入れる場合に、以下により緊急雇用創出特別奨励金を支給する。

- ① 中高年齢者の非自発的離職者等を常用労働者として雇い入れた場合、30万円を支給する。
- ② 労使の合意により、ワークシェアリング制度を導入し、中高年齢者の非自発的離職者等を常用労働者等として雇い入れた場合、雇入れについて30万円等、制度導入について120万円等を支給。

○関連する経費（平成14年度補正予算により、基金事業を拡充した時点の基金総額）

- ・ 緊急雇用創出特別奨励金（一般分） 20,000百万円
- ・ 緊急雇用創出特別奨励金（緊急対応型ワークシェアリング分） 7,100百万円

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
緊急雇用創出特別奨励金の支給決定人数	4,596	8,206	12,661	13,694	6,611
(人)					
緊急雇用創出特別奨励金の支給決定金					